

中 労 営 統 発 13 - 53 号
2 0 1 4 年 3 月

会 員 代 表 者 各 位

中 央 労 働 金 庫

2014 年度の自然災害に対する制度内容について

東日本大震災ならびに台風・突風等により被害を受けられた皆さまに衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

中央<ろうきん>では、被災されたお客様への復興支援施策として、2014 年度も下記のとおり取扱うことと致します。

つきましては、被災された組合員の方へ、ご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 取扱期間

2014 年 4 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日受付分まで取扱い致します。

2. 融資制度

(1) ご利用いただける方

災害救助法適用の災害により被災された方（本人および3親等以内の親族）

詳細については、別紙_制度概要にてご確認ください。

(2) 変更点

2014 年度以降の、変更点は以下のとおりとなります。

商品名称

無担保ローン：災害救援ローン

有担保ローン：災害救援住宅ローン

東日本大震災以外で対象となっている災害の保証料（無担保ローン）

変更前	変更後
組織：0.4% 未組織：0.8%	組織：0.7% 未組織：1.2%

東日本大震災に関わるご融資は2013年度の保証料（組織：0.4% 未組織：0.8%）となります。

2014 年 4 月以降に突風・台風等の影響によるお申込が対象となります。

有担保ローン保証料は変更無しとなります。

3 . 印紙税の非課税制度

(1) 適用の条件

ご利用者が次のいずれかに該当する場合、非課税制度の適用を受けられます。

東日本大震災による被災者であることにつき、市町村長その他相当の機関から証明を受けた方。

特定原子力損害（原子力事故による損害で原子力事業者が賠償すべき損害）を受けた方（東京電力から賠償を受けた方）。

(2) 必要書類

非課税措置の適用を受ける場合は、通常が必要種類に加え、次のいずれかの書類をご提出していただきます。

東日本大震災の被災者であることを証明する書類（原本）
（自治体が発行した罹災証明書または被災証明書の原本 等）
特定原子力損害を受けた者であることを明らかにする書類
（東京電力に対する賠償金請求書の写し 等）

以 上